

三次市教育委員会議案第 6 3 号

三次市教育委員会組織規則及び三次市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会組織規則及び三次市教育委員会公印規則
の一部を改正する規則（案）

（三次市教育委員会組織規則の一部改正）

第 1 条 三次市教育委員会組織規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

社会教育課

」を

「

文化と学びの課

」に、

「

文化スポーツ係

」を

「

文化学習係

」に、

「

学校教育係

施設係

」を

「

学校教育係

」に改める。

第5条の表中

「

社会教育課

」を

「

文化と学びの課

」に、

「

文化スポーツ係

」を

「

文化学習係

」に、

「

- (1) 社会教育の推進に関する事。
- (2) 社会教育委員会に関する事。
- (3) 体育団体の育成指導に関する事。
- (4) レクリエーションに関する事。
- (5) 生涯スポーツの推進に関する事。
- (6) 競技スポーツの推進に関する事。
- (7) スポーツ推進委員に関する事。
- (8) 芸術・文化活動に関する事。
- (9) 芸術・文化団体の育成指導に関する事。
- (10) 文化財の保護に関する事。
- (11) 文化財保護委員会に関する事。
- (12) 図書館に関する事。
- (13) スポーツ推進・文化振興事業検討委員会に関する事。
- (14) 社会教育、社会体育及び芸術・文化施設に関する事。

」を

「

- (1) 社会教育の推進に関する事。
- (2) 社会教育委員会に関する事。
- (3) 芸術・文化活動に関する事。
- (4) 芸術・文化団体の育成指導に関する事。
- (5) 文化財の保護に関する事。
- (6) 文化財保護委員会に関する事。
- (7) 図書館に関する事。
- (8) スポーツ推進・文化振興事業検討委員会に関する事。
- (9) 社会教育及び芸術・文化施設に関する事。

(10) 青少年に関すること。

(11) 生涯学習に関すること。

」に、

「

学校教育係	(1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 通学区域に関すること。 (3) 就学援助，就学奨励に関すること。 (4) 学校保健及び健康教育に関すること。 (5) 教職員の手当等に関すること。 (6) 学校配分予算の管理に関すること。 (7) 教科用図書に関すること。 (8) 学校事務共同処理に関すること。 (9) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 (10) 学校給食調理業務に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。
施設係	(1) 教育財産の取得及び管理に関すること。 (2) 学校その他教育施設の営繕及び保守に関すること。 (3) 学校等の備品の管理に関すること。

」を

「

学校教育係	(1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 通学区域に関すること。 (3) 就学援助，就学奨励に関すること。 (4) 学校保健及び健康教育に関すること。 (5) 教職員の手当等に関すること。 (6) 学校配分予算の管理に関すること。
-------	--

(7) 教科用図書に関すること。
(8) 学校事務共同処理に関すること。
(9) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
(10) 学校給食調理業務に関すること。
(11) 教育財産の取得及び管理に関すること。
(12) 学校その他教育施設の営繕及び保守に関すること。
(13) 学校等の備品の管理に関すること。
(14) 課の庶務に関すること。

」に改める。

第14条の表中

「

三次市社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言すること。	社会教育課
三次市文化財保護委員会	三次市文化財保護条例（平成16年三次市条例第132号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議すること。	社会教育課
三次市スポーツ推進委員	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定により、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対する実技の指導及び助言を行うものとする。	社会教育課
三次市スポーツ推	スポーツ基本法第31条の規定によ	社会教育課

進審議会	り，スポーツ推進計画の策定その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し，教育委員会に建議すること。	
------	--	--

」を

「

三次市社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき，社会教育に関し教育委員会に助言すること。	文化と学びの課
三次市文化財保護委員会	三次市文化財保護条例（平成16年三次市条例第132号）に基づき，教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し，教育委員会に建議すること。	文化と学びの課

」に

改める。

（三次市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 三次市教育委員会公印規則（平成16年三次市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「社会教育課」を「文化と学びの課」に改める。

第5条及び第6条中「社会教育課長」を「文化と学びの課長」に改める。

第7条中「社会教育課」を「文化と学びの課」に改める。

第9条第2項及び第10条第1項中「社会教育課長」を「文化と学びの課長」に改める。

第12条第2項中「社会教育課長」を「文化と学びの課長」に，「地域振興部企画調整課長」を「政策部企画調整課長」に改め，同条第3項中「社会教育課長」を「文化と学びの課長」に改める。

別表第1中

広島県三次市教育委員会委員長	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	委員長名で作成する一般文書	(2)	1
広島県三次市教育長	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	教育長名で作成する一般文書	(3)	1
三次市教育委員会委員長職務代理者印	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	委員長欠員又は事故があるときの一般文書	(4)	1
広島県三次市教育長職務代理者印	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	教育長欠員又は事故があるときの一般文書	(5)	1
許可専用三次市教育委員会教育長	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	教育長名で作成する文書で施設の使用許可専用	(6)	1
就学通知専用三次市教育委員会	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	教育委員会名で作成する文書で就学通知専用	(7)	2
			電子公 印			1
広島県三次市教育長	古印体	方 3 0 ミ リ	木製	感謝状・賞状等専用	(8)	1
広島県三次市教育委員会	古印体	方 3 0 ミ リ	木製	表彰状	(9)	1
三次市立学校印	古印体 篆書体	方 2 1 ミ リ	木製	学校の権限に属する公文書用	(10)	1
三次市立学校長印	古印体 篆書体	方 2 1 ミ リ	木製	学校長の権限に属する公文書用	(11)	1
三次市立学校印	古印体 篆書体	方 4 5 ミ リ	木製	卒業証書用	(12)	1
奥田元宋・小由女美術館長の印	古印体	方 1 8 ミ リ	木製	奥田元宋・小由女美術館長名をもつ	(13)	1

				て発する文書		
--	--	--	--	--------	--	--

を

「

広島県三次市教育長	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	教育長名で作成する一般文書	(2)	1
広島県三次市教育長職務代理者印	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	教育長欠員又は事故があるときの一般文書	(3)	1
許可専用三次市教育委員会教育長	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	教育長名で作成する文書で施設の使用許可専用	(4)	1
就学通知専用三次市教育委員会	古印体	方 2 1 ミ リ	木製	教育委員会名で作成する文書で就学通知専用	(5)	2
			電子公印			1
広島県三次市教育長	古印体	方 3 0 ミ リ	木製	感謝状・賞状等専用	(6)	1
広島県三次市教育委員会	古印体	方 3 0 ミ リ	木製	表彰状	(7)	1
三次市立学校印	古印体 篆書体	方 2 1 ミ リ	木製	学校の権限に属する公文書用	(8)	1
三次市立学校長印	古印体 篆書体	方 2 1 ミ リ	木製	学校長の権限に属する公文書用	(9)	1
三次市立学校印	古印体 篆書体	方 4 5 ミ リ	木製	卒業証書用	(10)	1
奥田元宋・小由女美術館長の印	古印体	方 1 8 ミ リ	木製	奥田元宋・小由女美術館長名をもって発する文書	(11)	1

」

に改める。

別表第2中

「

(1)

広	島	県	三
次	市	教	育
委	員	会	

(2)

広	島	県
三	次	市
教	育	会
委	員	会
委	員	長

(3)

広	島	県
三	次	市
教	育	長

(4)

三	次	市
教	育	委
員	会	
委	員	長
職	務	代
理	者	印

(5)

広	島	県
三	次	市
教	育	長
職	務	代
理	者	印

(6)

許	可	
三	次	市
教	育	委
員	会	教
員	会	育
長		長
専		用

(7)

就	学	通	知
三	次	市	
教	育	委	員
会			
指	定	学	校
通	知		

(8)

広	島	県
三	次	市
教	育	長

(9)

広	島	県
三	次	市
教	育	委
員	会	

(10)

学	○	三
校	○	次
印	○	市
		立

(11)

学	○	三
校	○	次
長	○	市
印	○	立

(12)

学	○	三
校	○	次
印	○	市
		立

(13)

奥	田	元	宋
・	小	由	女
美	術	館	長

」

を

「

(1)

広	島	県	三
次	市	教	育
委	員	会	

(2)

広	島	県	
三	次	市	
教	育	長	

(3)

広	島	県	
三	次	市	
教	育	長	
職	務	代	理
者	印		

(4)

許	可		
三	次	市	教
委	員	会	教
育	長		
専		用	

(5)

就	学	通	知
三	次	市	
教	育	委	員
会			
指	定	学	校
通	知		

(6)

広	島	県	
三	次	市	
教	育	長	

(7)

広	島	県	
三	次	市	
教	育	委	員
会			

(8)

学	○	三	
校	○	次	
印	○	市	
		立	

(9)

学	○	三	
校	○	次	
長	○	市	
印	○	立	

(10)

学	○	三	
校	○	次	
印	○	市	
		立	

(11)

奥	田	元	宋
・	小	由	女
美	術	館	長

」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。